



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月11日火曜日 第516号

◇ 目次 ◇

保安林の指定（2件）.....	（森林整備課）... 438
保安林の指定の解除.....	（ " ）... 438
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 438

公 告

争議行為の通知の公表.....	（労政雇用課）... 439
-----------------	----------------

告 示

○愛媛県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市朝倉下乙170の2、乙171の1、乙171の2、乙172の1、乙172の2、乙173の1、乙173の4、乙174、乙180、乙187、乙188の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝倉下乙170の2・乙174・乙180・乙187・乙188の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年6月11日

○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
西条市洲之内字天神谷乙51・乙52（以上2筆について次の図に示す部分に限る）、乙50の1、乙55の1、乙62の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神谷乙50の1・乙55の1・乙62の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙51、乙52
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市立川町268の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字寺地甲1236番4から 同町大竹字上除乙862番4まで	旧	メートル 10.5~42.2	キロメートル 0.200	
			新	13.0~44.2	0.200	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和6年5月30日あったので公表する。

令和6年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2024年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2024年6月12日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法人名	所在地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。